

福岡県公報

令和元年五月十日
第 二 号
増 刊
①

目 次

告 示 (第十四号―第十六号)

- 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法等の一部改正
(環境保全課) …………… 一
- 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法等の一部改正
(環境保全課) …………… 一
- 特定排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法等の一部改正
(環境保全課) …………… 一

告 示

福岡県告示第十四号

特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法等(平成十四年七月福岡県告示第千百六十号)の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。
令和元年五月十日

福岡県知事 小川 洋

別記一備考3及び別記二(三)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

福岡県告示第十五号

特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法等(平成十四年七月福岡県告示第千百六十一号)の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。
令和元年五月十日

福岡県知事 小川 洋

別記一備考2及び別記二(三)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

福岡県告示第十六号

特定排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法等(平成十四年七月福岡県告示第千百六十二号)の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。
令和元年五月十日

福岡県知事 小川 洋

別記一備考2及び別記二(三)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。